

マイナンバー(12桁の番号)が 皆さんのもとに！

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、平成28年1月から『社会保障・税・災害対策』の行政手続で使用が始まります。

10月から順次、住民票の住所地にマイナンバーが記載された『通知カード』を郵送します。



マイナンバーは、出生時から死亡時まで生涯にわたって利用する番号です。一度指定されたマイナンバーは生涯変更されませんので、大切にしてください。

住民票の住所地の確認を！

- ・平成27年10月5日現在の住民票の住所に、『通知カード』を郵送します。
- ・住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、『通知カード』を受け取れない可能性がありますので、お住まいの市町村に住民票を移してください。

やむを得ない理由により、住民票の住所地でマイナンバーを受け取ることができない人は、居所情報登録申請を！

次のような事情で町内に住民票がなくお住まいの方は、通知カードの送付先変更手続きが必要になります。

- ▶ 東日本大震災で被災し、避難者登録している人
- ▶ DVやストーカー行為、児童虐待等の被害者で、住所地以外の居所に避難している人
- ▶ 一人暮らしで、長期間、医療機関や施設に入院・入所している人

通知カードの送付先変更手続に必要な『居所情報登録申請書』は、お近くの市町村、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)などで入手またはダウンロードできます。

《提出書類》

- ・居所情報登録申請書

《添付書類》

- ・申請者の本人確認書類(運転免許証など)
 - ・居所に居住していることを証する書類(公共料金の領収書など)
- ※代理人が申請する場合は、委任状や本人確認書類が必要です



上記の書類を添付した『居所登録情報申請書』を、9月25日までに、住民票のある市町村に持参または郵送(必着)してください。

【マイナンバーに関すること】

【マイナンバーの相談窓口】

- 通知カードや個人番号カードの交付等に関する相談窓口 町民課窓口サービス係 ☎内線112～115
- マイナンバー制度全般に関する相談窓口 総務課広報情報係 ☎内線211・217～219

【マイナンバーの詳細はこちら】

- マイナンバーに関するホームページ
『マイナンバー-社会保障・税番号制度』 <http://www.cas.go.jp/seisaku/bangoseido/>
- マイナンバーに関する問い合わせ
コールセンター ☎0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル)
※平日9時30分から17時30分(土日祝日・年末年始を除く)